障害者虐待防止法が施行されました

【10月１日から施行されています】

障害者虐待防止法は（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

障害がある人で、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている人が対象となります。

【障害者虐待の種類】

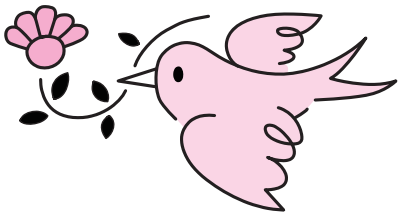

障害者虐待防止法では、虐待を以下の３種類に分けています。

（１）養護者による障害者虐待

（２）障害福祉施設従事者による障害者虐待

（３）使用者による障害者虐待

※障害者虐待に該当する行為として、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任（ネグレクト）、経済的虐待があります。

【通報義務】

障害者虐待に気づいた人には、市町村の窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながりますので、御協力をお願いします。

阿蘇世界文化遺産リレーコラム　～わがまち自慢の世界遺産～

阿蘇世界文化遺産リレーコラム第２回は、阿蘇市から「北外輪山からの眺望」についてのご紹介です。

コラム第２回　北外輪山からの眺望　　**担当：阿蘇市**

北外輪山から望む阿蘇の景観は、前方を見渡せば阿蘇五岳がそびえたち、左右に標高差300～500mの雄大なカルデラ壁が連なります。今の季節にはいくつかの条件が揃えば雲海を見る事ができ、雲海の上に横たわる涅槃像の姿は阿蘇に住むわたしたちが見ても感動を覚えます。また、眼下には阿蘇谷の田園風景が広がり、なかでも田植え後の水田は一面が鏡のように光り輝き、平地では水を張った水田に映る「逆さ涅槃像」が現れます。そのまわりに目を移せば、人々の維持管理によって守られてきた広大な草地景観が広がり、阿蘇の雄大さを改めて感じる事ができます。

このすばらしい景観の全てが、人々と自然が造り出す『文化的景観』であり、阿蘇ならではの風景そのものです。

世界文化遺産に登録されるには、いつの時代に誰が見ても素晴らしいと思える価値があり、さらにその価値を将来に亘って守っていく事が条件となります。この阿蘇のすばらしい『文化的景観』を、阿蘇に暮らすわたしたちの手で守り続けていきましょう。

◆次回は、南小国町の「わがまち自慢の世界遺産」についてご紹介します！